

会津美里町工事請負契約約款の一部を改正する約款新旧対照表(参考資料)

改正後	改正前
(現場代理人及び主任技術者等) 第10条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 (1) (略) (2) 建設業法_____第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者、それ以外の場合は主任技術者(同条第3項の工事の場合は、専任の主任技術者(監理技術者)。ただし、当該工事が同条第4項の工事にも該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者) (3) (略) 2～5 (略) (前払金の使用等) 第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保	(現場代理人及び主任技術者等) 第10条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 (1) (略) (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者、それ以外の場合は主任技術者(同条第3項の工事の場合は、専任の主任技術者(監理技術者)。ただし、当該工事が同条第4項の工事にも該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者) (3) (略) 2～5 (略) (前払金の使用等) 第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料

